

(別紙様式4)

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
洪水予測システム端末及び水文水質データベース管理用端末一式借入及び保守	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 高橋 一浩 留萌市寿町1丁目68	令和5年4月3日	株式会社岩崎 留萌営業所 留萌市花園町5丁目2番23号	7430001001757	・会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 ・当該契約は、過年度において 複数年度の賃貸借期間を前提に 一般競争により契約を締結した ものであり、賃貸借期間満了まで 契約を継続する必要があるため 随意契約を行う。	1,993,200	1,993,200	100.00%		単価契約
留萌開発建設部管内 防災気象情報提供	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 高橋 一浩 留萌市寿町1丁目68	令和5年4月3日	一般財団法人日本気象協会 北海道札幌市中央区北四条西23丁目1番18号	4013305001526	・会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 ・企画競争の実施により選定・特 定手続を行い、技術提案書にお いて総合的に最も優れた者との 随意契約を行う。	15,972,000	15,972,000	100.00%		
官報公告料(単価契約)	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 高橋 一浩 留萌市寿町1丁目68	令和5年4月3日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	6010405003434	会計法第29条の3第4項及び予 決令第102条の4第3号 ・本件業務を提供する唯一の者 と随意契約を行う。	1,634,710	1,634,710	100.00%		単価契約
留萌開発建設部 庁舎警備業務	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 高橋 一浩 留萌市寿町1丁目68	令和5年4月3日	株式会社ノア・ビルサービス 北海道帯広市西十一条南18丁目1番地	4460101001368	会計法第29条の3第4項 ・当該業務は、24時間体制で庁 舎保安警備を行う必要不可欠な 業務であるため2月上旬から一 般競争により公告を行っていた が、参加申請者が開札日前日に 辞退し不調となった。一般競争の 再発注を行うにも公告期間及び 落札後の準備期間を考慮すると 7月からの履行開始となる。4月 から6月までの間は、早急に履 行可能な者と契約するしかなく、 複数者に聞き取りを行い、唯一 対応可能であった者と随意契約 を行う。	非公表	3,720,200	—		
東雲排水機場操作委託	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 高橋 一浩 留萌市寿町1丁目68	令和5年4月3日	留萌市 北海道留萌市幸町1丁目11番地	2000020012122	・会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 ・当該排水機場は洪水等の緊急 時に迅速に操作を行わなくては ならないことから、河川法第99 条「河川管理者は、特に必要が あると認めるときは、政令で定め る河川管理施設の維持又は操作 その他これに類する河川の管理 に属する事項を関係地方公共団 体に委託することができる」旨の 規定に基づき、河川管理者とし て、委託する必要がある施設で あるとの判断から関係地方公共 団体と随意契約を行う。	2,849,238	2,849,238	100.00%		単価契約
高砂排水機場操作委託	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 高橋 一浩 留萌市寿町1丁目68	令和5年4月3日	留萌市 北海道留萌市幸町1丁目11番地	2000020012122	・会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 ・当該排水機場は洪水等の緊急 時に迅速に操作を行わなくては ならないことから、河川法第99 条「河川管理者は、特に必要が あると認めるときは、政令で定め る河川管理施設の維持又は操作 その他これに類する河川の管理 に属する事項を関係地方公共団 体に委託することができる」旨の 規定に基づき、河川管理者とし て、委託する必要がある施設で あるとの判断から関係地方公共 団体と随意契約を行う。	2,849,238	2,849,238	100.00%		単価契約
一般国道239号 苫前町 古丹別流雪溝施設維持管理業務	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 高橋 一浩 留萌市寿町1丁目68	令和5年4月3日	苫前町長 北海道苫前郡苫前町旭37番地の1	5000020014834	・会計法第29条の3第4項及び予 決令第102条の4第3号 ・当該契約は国、北海道及び苫 前町の3者で交わされている「苫 前町古丹別流雪溝に係る共用施 設の維持管理に関する協定書」 第9条に基づき、苫前町と随意契 約を行う。	1,181,812	1,181,812	100.00%		

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。